

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を平成 28 年 4 月 8 日として行った精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の更新決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の等級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、次のとおりであり、請求人の（障害の）状態から、障害等級 3 級と認定した本件処分には納得できないというものである。

うつ病が治らず、障害者雇用で採用された会社を 1 年以上休職中です。日常生活に支障があり、両親等の協力により、なんとか日々を過ごしています。体調が崩れると、病院にも行けない状況で、ヘルパーさんを手配中です。また、入院中に受けた電気ショック療法の後遺症等で、物忘れが酷く、今年の記憶もほとんどな

い状態です。調子が悪いと一日中寝たきりで食事も摂れないです。医師等からは、もう一度入院をして、治療を集中して受けたらどうかと言われていています。治療を受けて、5年経過しています。抗うつ剤を飲み続けても、社会復帰が難しいです。もう一度ご審査していただければ幸いです。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 8月 2日	諮問
平成28年 9月 7日	審議（第1回第1部会）
平成28年 9月29日	処分庁へ調査照会
平成28年10月11日	審議（第2回第1部会）
平成28年10月21日	処分庁から回答を収受
平成28年11月 8日	審議（第3回第1部会）
平成28年12月15日	審議（第4回第1部会）
平成29年 1月17日	審議（第5回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法45条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基

づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨定めている。これを受けて、法施行令6条は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のように規定する。

また、別紙2（法施行令6条3項）の表が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

- (2) そして、法45条1項によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされており（法施行規則23条1号）、法45条4項による更新申請の場合も同様であることから（同規則28条1項）、本件においても、上記(1)「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がないければ、本件処分に取消理由があるとはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDコード (F32)」(別紙1・1)は、判定基準等によれば、「気分(感情)障害」に該当する。

また、従たる精神障害として記載されている「外傷後ストレス障害 ICDコード (F43)」(別紙1・1)は、判定基準等によれば、「その他の精神疾患」に該当し、症状の関連から、「気分(感情)障害」に準じて判断することが相当である。

「気分(感情)障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄には、別紙(1・3)のとおり記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄(別紙1・4)では、「抑うつ状態(思考・運動抑制、易刺激性・興奮、憂うつ気分)」及び「不安及び不穏(強度の不安・恐怖感、心的外傷に関連する症状)」に該当し、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」の欄(別紙1・5)には、「抑うつ気分、意欲低下、自己評価の低い状態がつづいている。一時症状悪化し、入院にて修正型電気けいれん療法を施行された。その後も決断力、集中力の低下があり行動がスムーズにできない。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、抑うつ状態に相当する気分、意欲・行動及び思考の障害が認められる。

しかし、現在の病状・状態像について、不安等の症状の記載に乏しく、また、思考・運動抑制についても、「決断力、集中力の低下があり行動がスムーズにできない」と記載されるにとどまっていることから、日常生活若しくは社会生活を送るに当たって一定の制限は受けるものの、日常的に必要なとされる程度の活動を行えないほど、これらの症状が著しいとまでは認められない。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によると、障害等級2級相当である「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」ないし3級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」程度と判断するのが相当である。

## (2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）には、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」と判定されており、この記載のみからすると、留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級3級相当であると判断される。

また、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）では、8項目のうち、「おおむねできるが援助が必要」が6項目と、「自発的にできるが援助が必要」が2項目と判定されている。

そして、生活能力の状態の「具体的程度、状態像」欄（別紙 1・7）には「抑うつ症状のため、スムーズに行動できない状態が続いている。現在休職中。」との記載があるものの、「現在の生活環境」欄（別紙 1・6・(1)）は「在宅（家族等と同居）」とされ、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙 1・8）は「なし」と記載されている。

以上のことからすると、請求人は、休職状態が継続しており、社会生活に一定の制限を受けているものの、日常生活においては、特段の障害福祉サービスを利用せずに家族等と同居により在宅での生活を維持しているものと認められることから、請求人の活動制限の程度について、障害等級 2 級と判断することは困難であり、3 級相当と判断するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度について、障害等級 2 級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に至っているとまで認めることはできない。

そうすると、請求人の精神障害は、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級「3 級」に該当すると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は理由がない。

3 請求人は、上記（第 3）のとおり述べ、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、前述（1・(2)）のとおり、障害等級の認定に係る「総合判定」は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされ

るべきものであり、本件診断書に記載された請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級2級と判定することは困難であり、障害等級3級と認定するのが相当であることは上記（2・3）記載のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2（略）